公　　告　　第　　84　　号
令　和　8　年　10　月　23　日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
第４１３会計隊長　結城　浩

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1　競争入札に付する事項

件　名	規　　格	数　　量	単位	引取場所	引渡期限
使用済自動車 （装輪車）の売払い	仕様書及び内訳書のとおり			陸上自衛隊霞ヶ浦 駐屯地	代金納付の日から５日以内 （令和８年１２月１８日までに搬出）

2　入札参加資格

(1)　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補佐人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(4)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(5)　令和７・８・９年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の買受け」の等級が「Ｃ等級」以上に格付され、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(6)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）（以下「自動車リサイクル法」という。）第４２条第１項に規定する引取業者の資格、同法第５３条第１項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第６０条第１項に規定する解体業者の資格及び同法第６７条第１項に規定する破砕業者の資格の４資格を有しかつ自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者又は破砕業者（以下「全部再生資源化業者」という。）であって、入札開始前までに自らが、受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。また、自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再生資源化により入札の公告日より過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり、公告日から最近１００台分の全部再生資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者。なお、一連の書類提出期限は、**令和８年１１月６日１７時００分**とする。併せて資格審査結果通知書（写）についても上記の期日までに提出すること。

(7)　官側は、受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者（以下「未提出者」という。）がいないかを確認したうえで承認する。

(8)　官側は受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる受託共同事業体を構成する事業者に未定出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中未提出者がいないことを確認した場合は、契約担当官等は入札参加を承認する。

(9)　当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得（駐屯地用）別紙様式第１６－２「再委託承認申請（提出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。

なお、再委託に関する書類の提出期限は**令和８年１１月６日１７時００分**までとする。再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなった場合は再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は**令和８年１１月１０日１７時００分**までとする。

3　契約条項を示す場所
第４１３会計隊掲示板
東部方面会計隊ウェブサイト（https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html）

4　説明会及び入札の日時及び場所

(1)　説明会
実施しない

(2)　入　札
ア　日　時：　令和8年11月12日（木）11時00分
イ　場　所：　茨城県土浦市右籾2410　陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地　　Ａ２多目的室

5　保証金等に関する事項

(1) 入札保証金　　免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額の 5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金　　免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の10/100に相当する金額を違約金として徴収する。

(3) 遅延賠償金　　遅延部分１日につき、契約金額の1/1000に相当する金額を徴収する。

(4) 違約金　　自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

6　入札の無効

(1) 第２項に示した入札参加資格の無い者の入札
(2) 入札に関する条件に違反した者の入札
(3) 入札金額が明瞭でない入札
(4) 入札者の記名等が判別しがたい入札
(5) 電報、電話、ＦＡＸによる入札
(6) 郵便入札の場合、第１０項（6）に示した時刻までに到着しなかった札
(7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7　落札決定方法

(1) 総額（総品目）により決定する。
(2) 入札金額は消費税抜きとし、当隊所定の予定価格を上回り、かつ最高額入札者を落札者とする。
(3) 落札者となるべき最高入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8　契約書等の作成

(1) 「不要物品売払契約条項」
(2) 「売払い物品解体に関する特約条項」
契約書作成の際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第１条の表中、「番号」を「車台番号」に、第３条を「第１条に揚げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認した時をもって甲から乙に移るものとする。」と読み替えて使用する。
(3) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
(4) 「暴力団排除に関する特約条項」

9　代金納入

(1) 代金納入期限　　令和8年12月18日（金）　　（細部は落札者と調整する）
代金納付完了後に引取りを行うものとし、代金納付の日を含め５日以内（土・日・祝祭日を含める。）に搬出完了する事。
(2) 代金納入場所　　陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地　第４１３会計隊出納室

10　その他

(1) 入札参加希望者は　11　月　6　日（金）　17時00分　までに下記の連絡先に一報すること。
(2) 陸上自衛隊仕様書（ＧＶ－００１０１４）表１番号１．２．３番に示す提出書類については、**令和８年１１月６日１７時００分**までに会計隊まで提出すること。
(3) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
(4) 本件入札においては郵便入札を可とする。
(5) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は別に示す。
(6) 郵便入札により参加する場合は、 11 月 15 日 （日） 12時00分　までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、
(7) 内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
(8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
(9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ
連絡先：第４１３会計隊　契約班　　担　当：仮屋
ＴＥＬ：０２９－８４２－１２１１（内線２３４４）　ＦＡＸ：０２９－８４３－４５２８（直通）
(10) 引取に関する問い合わせ
連絡先：霞ヶ浦駐屯地業務隊　補給科　　担　当：小西
ＴＥＬ：０２９－８４２－１２１１（内線５６６１）

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
使用済自動車（装輪車両）の売払い		GV－Z001014	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	令和８年３月５日
		変更	
		作成部隊等名	補給統制本部　火器車両部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後，この契約の相手方に対し，当該自動車の全部を解体，プレス，せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

ＡＳＲ（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり，自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破砕業者）に委託し，合理的な解体などを行うことによって，解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって，自動車メーカーなどは，預託金から全部再資源化事業者にその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者，プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり，自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり，同項の規定に

基づき，自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し，経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業体をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第１６条第４項に規定する解体自動車全部利用者をいい，コンソーシアムに所属し，売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者又は破砕業者であり，コンソーシアムに所属し，合理的な解体等を行うことによって，解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) **仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) **法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成１４年経済産業省・環境省令第７号）

入札及び契約心得［陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１］

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a) 契約の相手方は，自動車リサイクル法第４２条第１項に規定する引取業者の資格，同法第５３条第１項に規定するフロン類回収業者の資格，同法第６０条第１項に規定する解体業者の資格及び同法第６７条第１項に規定する破砕業者の資格を有し，かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって，入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり，コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し，官側の確認を受けた者でなければならない。

b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は，過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において，解体証明書，破砕証明書，その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。

c) 契約の相手方は，自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり，入札開始前までに公告日か

ら最近１００台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し，官側の確認を受けた者でなければならない。

d) 契約の相手方は，売払い自動車を引取った後，フロン類及び指定回収物品を回収し，売払い自動車の全部を解体，プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり，当該自動車の輸送を除き，解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について，下請負させることなく契約相手方において実施する。

e) 契約の相手方は，エンジン，ドア，タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても，再利用不可能なように破砕及び圧縮などの処理を行うほか，部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し，鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお，このために必要な機材，作業者などは，契約の相手方が用意する。

f) 契約の相手方は，売払い自動車を解体する作業において，**表1**に示す作業前，作業中及び作業後の写真を撮影するとともに，売払い自動車の引渡しから３か月以内に作業前，作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また，プレスに投入する直前からこれが破砕及び圧縮されるところまでを途切れなく１つの動画で撮影するものとする。

なお，動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし，記録したデータは，５年以上保管するとともに，必要に応じて官側の指示によって提出する。この際，提出する写真及び動画はＰＤＦデータ，ＤＶＤなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし，官側と調整をする。

g) 官側は，d)～f)の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし，契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合，これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは，次による。

a) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しの段階で，受領書を官側に提出する。

なお，売払い自動車の所有権は，4.1 の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材，作業者などは，契約の相手方が用意する。

c) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

d) 搬出・搬入は，官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき，使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は，売払い自動車について，2.1 に示す作業を実施して，鉄鋼の原料として利用し，エンジン，ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は，契約担当官は，契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

a) 契約の相手方は，売払い自動車の引渡しを受けた日から３か月以内に，2.1に示す処理を実施する。

b) 契約の相手方は，解体自動車全部利用者への引渡しの完了後，**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。

c) 契約の相手方は，売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し，解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は，売払い自動車の処理の作業において，官側の支援を必要とする場合は，事前に協議のうえ，次の事項について支援を受けることが可能である。

a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項

b) 売払いのため，最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は，安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は，次による。

a) 契約の相手方は，4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について，提出書類とする場合を除き，複製してはならない。また，売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。

b) 契約の相手方は，売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい，別途利用及びその他への公表をしてはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は，次による。

a) 契約の相手方は，官側の施設及び機材，物品などに損傷を与えた場合は，速やかに契約担当官等と協議する。

b) 契約の相手方は，履行期間の延長を必要とする場合は，契約担当官等と協議する。

c) コンソーシアム内で生じた問題，紛争などについては，契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第４２条第１項の登録を受けていることを示す書類
2	自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去３年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト
4	誓約書			契約締結後速やかに	**図**1による。
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図**8による。
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	**図**2による。
7	作業前，作業中，作業後の写真			売払い自動車の引渡しから３か月以内	**図**3によるほか，自動車引受け時，重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の３点とする。また，作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。
8	引渡証明書の写し				売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において，この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報				自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
１０	検収書の写し				解体自動車全部利用者よって発行されたスクラップの質量を示す証書

注a) 提出先は，調達要領指定書によって指定する。

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破砕及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年　　月　　日

株式会社

代表者名　　（自　　署）

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官
陸上自衛隊○○駐屯地
○○　○○　殿

住　所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い
搬出場所：○○駐屯地

1　解体作業場所

2　引取り日（搬出日）

3　解体受け車種、車台番号及び両数

4　解体作業内容

5　破砕作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1　作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態





2　作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態





3　作業後（スクラップ後）





図3－作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

車両一覧

令和8年10月6日

霞ヶ浦駐屯地業務隊

	品名	車番	車台番号	リサイクル券番号
1	1／2ｔトラック（指揮・連絡用）（Ｖ１６ＢＢＲＳＦＡ）	０１－９８０７	V16-7100399	1104-0040-0149
	－以下余白－			

材 質 別 重 量 区 分 表

装備品等名：1／2tトラック（平成8年度以降納入車）　　（単位：kg）

構成（等級）／品名	鉄				銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品	計	備考
	鋳物	H2	H3	H4	上	並	真鍮	鋳物							
エンジン	120.8	74.1	6.4	20.9					14.5				9.7	246.4	
エンジン付属装置			9.7	19.3		3.2								32.2	
電気系統		1.6		8.1										9.7	
動力伝導装置		190.0	8.1	17.7					3.2					219.0	
ブレーキ装置		3.2		9.7										12.9	
懸架装置		93.4	20.9	11.3										125.6	
操向装置		24.2	4.8	1.6										30.6	
フレーム・ボディ			249.6	661.9					8.1		58.0	11.3	54.8	1043.7	
ホイール			40.0											40.0	
タイヤ												50.0		50.0	
バッテリ										26.4			13.8	40.2	
その他			51.5	24.2					1.6				12.4	89.7	
同系列車増減														0.0	
計	120.8	386.5	391.0	774.7	0.0	3.2	0.0	0.0	27.4	26.4	58.0	61.3	90.7	1,940.0	

車番（ 01 － 9807 ）

装　輪　車　両　の　標　準　解　体　工　数　・　材　料　表

標準解体工数	使用材料	
	アセチレン	酸　素
4人／時	0．6 kg	2．2 m^3

1. 全装輪車両（使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用を受ける装輪車両は除く。）に適用する。

2. 工数及び使用材料は、1t当たりとする。

調達要領指定書		
	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	霞ヶ浦駐屯地業務隊補給科
	作成年月日	令和８年１０月６日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	ＧＶ－Ｚ００１０１４	

下記の事項について、仕様書を補足する。

売払い対象品目は下記のとおり、引渡し場所は現地で示すものとする。

連番	品名	規格	単位	数量
1	鉄屑	鋳物	kg	120.8
2		Ｈ２		386.5
3		Ｈ３		391.0
4		Ｈ４		774.7
5	銅屑	並		3.2
6	アルミ屑	アルミ		27.4
7	鉛屑	鉛		26.4
8	ガラス屑	ガラス		58.0
9	ゴム屑	ゴム		61.3
10	未価値品	未価値品		90.7
	各種車両　計１両分		計	1,940.0

車両種別	
自衛隊型	１／２ｔトラック １両

4.1　提出書類

表１に示す書類の提出先については、「第４１３会計隊」とする。

入　札　書

金額 ￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（税抜）

品　　名	規　格	単位	数量	単価	金　額
使用済自動車 （装輪車）の売払い	仕様書及び内訳書のとおり				
	以下余白				
合　計					

引取場所	霞ヶ浦駐屯地	引取期限	公告記載のとおり
契約保証金	免除	入札書有効期間	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和７年１１月１２日

分任契約担当官
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
第４１３会計隊長　結城　浩　　殿

住　所
会社名
代表者

市価調査（依頼）書

業者各位

金額￥　　（税抜）

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
使用済自動車（装輪車）の売払い	仕様書及び内訳書のとおり					
	以下余白					
合　計						（税抜）

※調査条件

令和9年11月6日　　17:00　　までに、当初FAXにて回答をお願いします。

じ後、入札時に原本をお持ち下さい。

本調査は消費税抜きでお願いします。

住　　所

会 社 名

代表者名